

駐車場使用料滞納整理事務処理基本方針

滞納者に対する納入指導を適正かつ公正に実施し、使用料の滞納の早期解消と増加の防止を図るため、次のとおり滞納整理事務処理基本方針を定める。

- 1 使用料が滞納となった場合、納付期限後20日以内に、滞納者に対して「督促状」（第1号様式）を発送する。
- 2 使用料が2か月滞納となった場合、滞納者に対して「催告書」（第2号様式）を発送し、電話により納入指導を行う。
- 3 使用料が3か月以上滞納となった場合、滞納者に対して「駐車場使用決定取消し警告書」（第3号様式）を発送し、電話及び訪問により納入指導を行う。
- 4 「督促状」、「催告書」、「駐車場使用決定取消し警告書」を発送した相手先の住宅の名称、住宅番号、氏名、駐車場番号を記録し管理する。
- 5 使用料が4か月滞納となった場合、使用の決定を取り消し、「県営住宅駐車場使用者決定取消通知書」（第4号様式）を発送し、その明渡しを請求する。
- 6 使用料が3か月以上滞納となった場合、理由等を調査の上、滞納が解消されるまで継続的に納入指導する。
また、必要に応じ、2名1組で各戸訪問し、納入指導を実施する。

附 則

この基本方針は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成23年4月1日から適用する。

第1号様式

(用紙 はがき)

督 促 状

(県営住宅駐車場使用料)

県営住宅駐車場の使用料については、納付期限までに納付されていませんので、表記の指定

期限までに納入通知書にて、最寄りの取扱い金融機関からお早めにお支払いください。

このまま使用料を滞納しますと、駐車場の使用の決定を取り消すことがあります。

また、この督促状が送達される前に納付されたときは、この督促状は無効となりますので、

ご了承ください。

神奈川県住宅営繕事務所長

〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20

ご注意

1. 本状で納付することはできません。納入通知書を紛失された方は、表面の問い合わせ先へご連絡ください。
2. この督促状到達前に納付された場合は、行き違いですのでご了承ください。
3. 今後は期限に遅れないよう納付してください。

第2号様式

年　月　日

_____様

神奈川県住宅営繕事務所長

催告書

県営住宅駐車場使用料の滞納について、督促状の納付期限までに納付されていませんので、

滞納金を速やかにお支払ください。

このまま使用料を滞納しますと、駐車場の使用の決定を取り消します。

その場合は、コンクリートブロックの設置等によって封鎖をさせていただきますので、あら

かじめご了承ください。

また、この催告書が送達される前に納付されたときは、この催告書は無効となりますので、
御了承ください。

駐車場名

滞納額	平成	年	月分	円
	平成	年	月分	円

合計				円
納付期限	平成	年	月	日

問い合わせ先

第3号様式

年　月　日

_____様

神奈川県住宅営繕事務所長

県営住宅駐車場使用決定取消し警告書

あなたが使用している県営住宅駐車場の使用料が納入されておりませんので、下記の納付期限までに、滞納金および今月の使用料を全額納入されない場合は、神奈川県県営住宅条例第64条第1項第2号の規定により、駐車場の使用の決定を取り消します。

その場合は、コンクリートブロックの設置等によって封鎖をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、この警告書が送達される前に納入されたときは、この警告書は無効となりますので、御了承ください。

駐車場名

滞納額	平成	年	月	分	円
	平成	年	月	分	円
	平成	年	月	分	円
当月使用料	平成	年	月	分	円

合 計	円
<u>納付期限</u>	平成 年 月 日

問い合わせ先

第4号様式

県営住宅駐車場使用者決定取消通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

氏名 様

神奈川県住宅営繕事務所長

神奈川県県営住宅条例第64条第1項の規定により、県営住宅駐車場の使用を取り消しましたので、速やかに駐車場を明け渡してください。
なお、滞納されている駐車場使用料は、速やかに納入してください。

1 駐車場番号

2 取消年月日 年 月 日

3 取消の理由

問い合わせ先